

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書

現在、再審法の不備がえん罪被害者の速やかな救済を阻害しているという実情が、広く社会に認識されるに至っている。全国の地方議会や地方自治体の首長、各種団体からも、再審法改正への賛同が相次ぐ中、「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」は「刑事再審に関する刑事訴訟法の一部を改正する法律案骨子たたき台」を提出し、本年２月７日、鈴木馨祐法務大臣が再審制度の見直しを法制審議会に諮問する方針を表明した。

えん罪被害の深刻さや再審事件の審理の実情を踏まえ、えん罪被害者の速やかな救済のための再審制度の構築に向けて、下記の事項について迅速かつ真摯な議論が広く行われることを求め、刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう強く訴える。

記

- １． 捜査書類及び証拠物の証拠開示の制度化
- ２． 再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止
- ３． 再審請求手続における手続規定の整備の早期実現

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和 7 年 3 月 2 1 日

岐阜県山県市議会
議長 吉田 茂広

（提出先）
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣